

令和5年4月28日

回 答 書

令和5年札幌市告示第1897号に基づく入札に付す調達案件（令和5年度家屋異動判読事前調査業務）の仕様書に対する質問がありましたので、下記のとおり回答いたします。

項 目	質 問 内 容	回 答
入札参加資格の審査及び決定（提出書類）	添付書類が本業務の提供が可能であることを証明する書類とございますが、「会社概要のパンフレットやホームページ等で、札幌市内の事業所の所在地が確認できるもの」のみで良いのでしょうか。会社の健全性や類似案件の実績等、審査の参考になるであろうものを当方で捕捉することを期待されていらっしゃるのでしょうか。	札幌市内に本店、支店又は営業所を有することを確認できる書類のみ提出してください。
前例	過去に実施した実績があれば、3回分について以下をお示しいただけますでしょうか。 ・対象件数 ・落札金額 ・落札事業者（住所含む）	本市での実施実績はありません。
履行期間	11月30日に終了する本調査は「写真撮影」のみでしょうか。その他の成果物は契約締結期間の令和6年（2024年）1月31日までの理解に相違ございませんでしょうか。	11月30日までに終了する本調査とは「写真撮影」に限らず、家屋等の用途及び基礎の判定等のために、現地へ赴く調査をいいます。成果品は、令和6年（2024年）1月31日までに提出してください。
家屋等の調査	当業務に適任な資格所有者をお示しいただけますでしょうか（土地家屋調査士など）。また、業務遂行上、それらに委ねる必要性・義務はございますか。加えて、マニュアルを作成、研修を実施することで、未経験者にも対応可能な業務でしょうか。	入札説明書及び仕様書に記載する要件の他に、調査従事者に対する資格は定めていません。また、調査従事者について、本業務と同様の業務の従事経験は求めません。